

## 鉄道営業法

### 1. 案内情報

手続名 : 特別の構造の許可  
手続根拠 : 鉄道営業法第1条  
手続対象者 : 普通鉄道構造規則第4条第1項  
提出時期 : 新幹線鉄道構造規則第4条第1項  
提出方法 : 鉄道事業者(新幹線の場合は建設主体又は営業主体)  
手数料 : 特別の構造とするとき  
添付書類・部数 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。  
申請書様式 : なし  
記載要領・記載例 : なし  
手数料 : 特別構造許可申請書  
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

### 3. 手続情報

審査基準 : 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

標準処理期間 : 4月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)